

# 伊勢市公報

第 363 号  
 令和2年12月21日  
 月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	5
○ 伊勢市福祉健康センター条例施行規則の一部を改正する規則	7
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程	9
<b>告 示</b>	
○ 道路の区域変更について	11
○ 農業委員会総会の招集について	12
○ 令和2年7月豪雨に係る期限延長措置に係る期日の指定について	13
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	14
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 選挙管理委員会関係 ・ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	15
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	16
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	17
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	18
○ 伊勢都市計画用途地域の変更及び伊勢都市計画特別用途地区の変更に係る案の縦覧について	19
○ パブリックコメントの実施について	21
○ パブリックコメントの実施について	24
○ パブリックコメントの結果公表について	27
○ パブリックコメントの結果公表について	28
○ 公売公告兼見積価額公告	29
<b>上下水道事業公告</b>	
○ 公共下水道事業受益者負担金の令和3年度賦課対象区域について	36

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和2年12月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第54号

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第35号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の見出し及び4項を加える。

（公害、防疫業務従事手当等の特例）

2 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、次の各号に定めるものに従事したときは、公害、防疫業務従事手当を支給する。この場合において、別表公害、防疫業務従事手当の項の規定は、適用しない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者の移送
- (2) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者（以下「新型コロナウイルス感染症の患者等」という。）の検体の採取に係る業務
- (3) 前2号の業務に準ずるものとして市長が認める業務

3 消防職員が新型コロナウイルス感染症に係る業務であって、次の各号に定めるものに従事したときは、消防手当を支給する。この場合において、別表消防手当の部3の項の規定は、適用しない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者等の搬送
- (2) 前号の業務に準ずるものとして市長が認める業務

4 前2項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に直接接触して又は新型コロナウイルス感染症の患者等に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれ

に準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

- 5 同一の日において、附則第2項各号及び附則第3項各号に掲げる業務のうち2以上の業務に従事した場合は、当該従事した業務に係る手当の額が最も高いもの(その額が同額の場合にあっては、いずれか1の手当)以外の手当は、支給しない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項から第5項までの規定は、令和2年2月1日から適用する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 55 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則（令和 2 年伊勢市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 2 年 12 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市福祉健康センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第56号

伊勢市福祉健康センター条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉健康センター条例施行規則（平成18年伊勢市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第11条」を「第14条第1項」に改める。

第5条中「第10条」を「第13条」に改める。

第9条第1項中「第15条」を「第18条」に改める。

第10条中「第16条ただし書」を「第19条ただし書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第7号

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市上水道給水条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

### 第19条 削除

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 151 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	古市楠部線	久世戸町字蝮尾 82 番 2 地先から 楠部町字広瀬乙 202 番 24 地先まで	旧	6.5～8.3	56.6
			新	6.5～12.2	56.6

伊勢市告示第 152 号

伊勢市農業委員会の臨時総会を次のとおり招集します。

令和 2 年 12 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 2 年 12 月 11 日（金）午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市立御菌公民館 2 階講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第 1 号 伊勢市農業委員会会長の互選について
  - 議案第 2 号 伊勢市農業委員会会長職務代理者の互選について
  - 議案第 3 号 伊勢市農地利用最適化推進委員の委嘱について
  - 議案第 4 号 三重県農業会議普通会员の指名について

伊勢市告示第 153 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 8 月 19 日伊勢市告示第 129 号において別途告示で定めることとされている期日は、その期限が令和 2 年 7 月 4 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に到来するものについて、令和 3 年 2 月 1 日とします。

令和 2 年 12 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市教育委員会告示第 11 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 2 年 12 月 11 日

伊勢市教育委員会  
教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和 2 年 12 月 18 日（金）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件  
議案第 57 号 奨学生の決定について

伊勢市選挙管理委員会告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 2 年 12 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,117 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,634 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,267 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 105,801 人

伊勢市農業委員会告示第 13 号

伊勢市農業委員会第 180 回総会を次のとおり招集します。

令和 2 年 12 月 2 日

伊勢市農業委員会  
会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 令和 2 年 12 月 9 日（水）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2 階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 4 号 非農地証明願について
  - 議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）



伊勢市上下水道事業告示第 33 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 2 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
423	東海テクノス	伊勢市上地町 295 番 地 25	令和 2 年 12 月 2 日

伊勢市公告第 83 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 2 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第84号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

令和2年12月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画用途地域の変更（伊勢市決定）

伊勢都市計画特別用途地区の変更（伊勢市決定）

### 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

### 3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

二見総合支所生活福祉課

小俣総合支所生活福祉課

御園総合支所生活福祉課

伊勢市立伊勢図書館

伊勢市立小俣図書館

### 4 縦覧期間

自 令和2年12月1日（火）

至 令和2年12月15日（火）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

## 伊勢市公告第 85 号

伊勢市第 2 期障がい者計画及び伊勢市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市第 2 期障がい者計画及び伊勢市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画（案）を公表します。

なお、伊勢市第 2 期障がい者計画及び伊勢市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 2 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

伊勢市第 2 期障がい者計画及び伊勢市第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部障がい福祉課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御薊総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所

- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所
- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) 伊勢市福祉健康センター
- (21) ハートプラザみその

### 3 縦覧期間

自 令和 2 年 12 月 1 日（火）

至 令和 3 年 1 月 6 日（水）

### 4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができる者
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
  - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 市内に存する学校に在学する者
  - オ 本市に対して納税義務を有する者
  - カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案

に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市第2期障がい者計画及び伊勢市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部障がい福祉課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部障がい福祉課 伊勢市役所東館1階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 障がい福祉課

ファクシミリ 0596-20-8555

電子メール syougai@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和3年1月6日（水）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部障がい福祉課 電話 0596-21-5558

## 伊勢市公告第 86 号

伊勢市第 9 次老人福祉計画・第 8 期介護保険事業計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市第 9 次老人福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（案）を公表します。

なお、伊勢市第 9 次老人福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 2 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

伊勢市第 9 次老人福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部介護保険課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所



- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) 伊勢市福祉健康センター
- (21) ハートプラザみその

### 3 縦覧期間

自 令和 2 年 12 月 1 日（火）

至 令和 3 年 1 月 6 日（水）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

#### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市第 9 次老人福祉計画・

第8期介護保険事業計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部介護保険課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部介護保険課 伊勢市役所東館1階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 介護保険課

ファクシミリ 0596-20-8555

電子メール kaigo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和3年1月6日（水）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部介護保険課 電話 0596-21-5560

## 伊勢市公告第 87 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画（改定案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 2 年 12 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画（改定案）
- 2 案の公告日  
令和 2 年 9 月 15 日
- 3 提出された意見  
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
なし
- 5 案の修正内容  
なし

## 伊勢市公告第 88 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 2 年 12 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）
- 2 案の公告日  
令和 2 年 9 月 10 日
- 3 提出された意見  
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
なし
- 5 案の修正内容  
なし

伊勢市公告第 89 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和 2 年 12 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

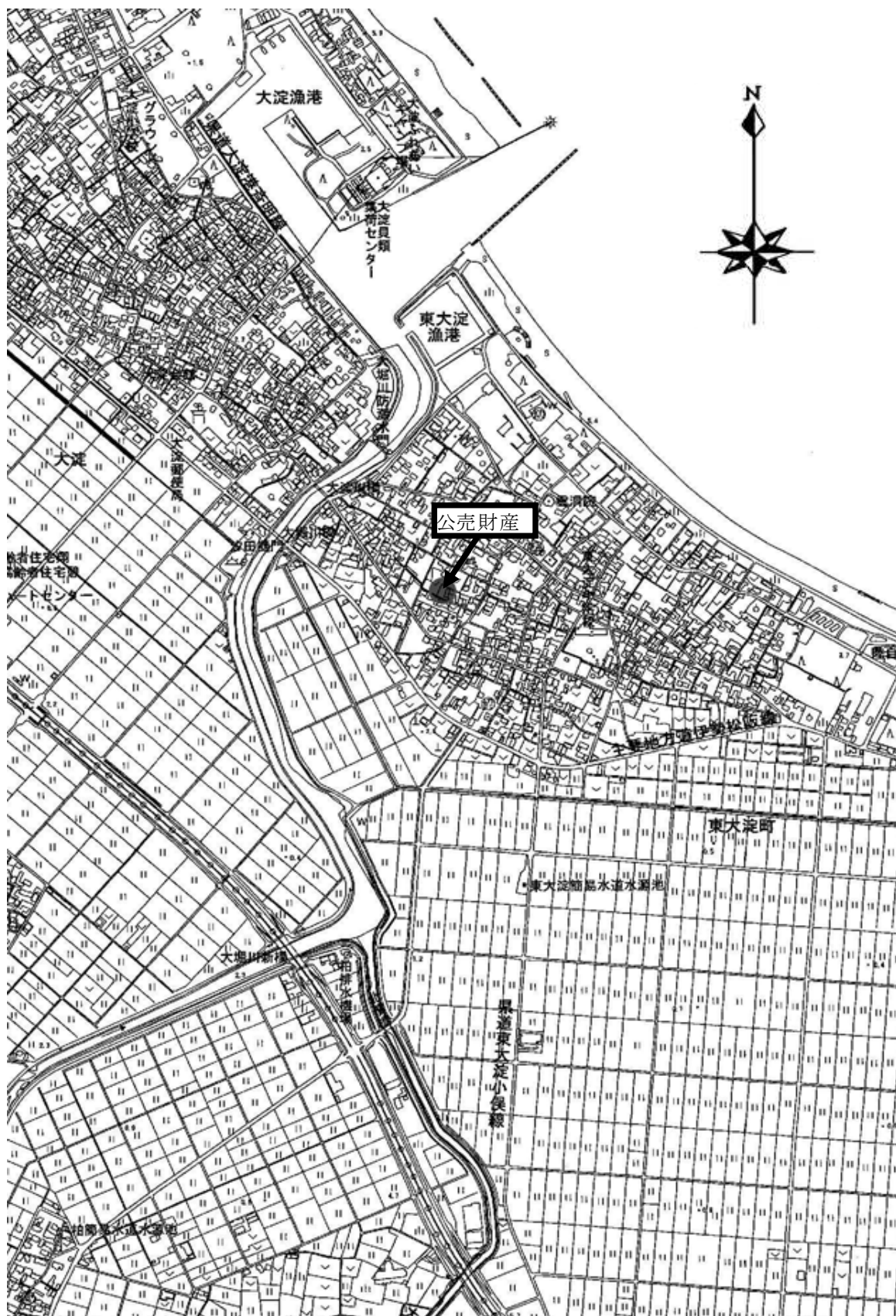
記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和 3 年 1 月 6 日（水）13 時 00 分から 令和 3 年 1 月 19 日（火）23 時 00 分まで
	入札期間	令和 3 年 1 月 25 日（月）13 時 00 分から 令和 3 年 2 月 1 日（月）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和 3 年 2 月 8 日（月）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和 3 年 2 月 8 日（月）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1,590,000 円	
公 売 保 証 金	160,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

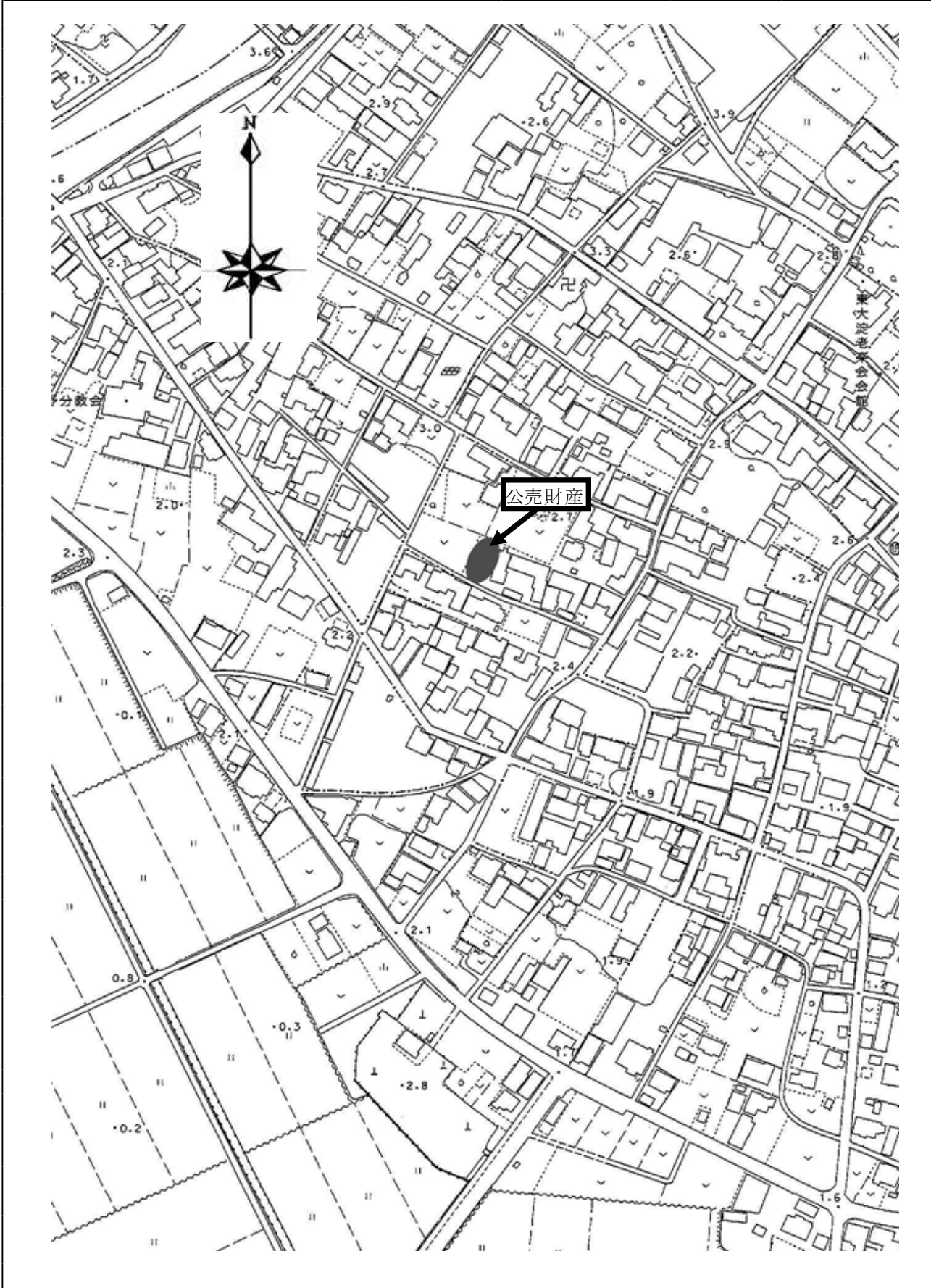
## 公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S 2 - 2
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市東大淀町字西ノ山</p> <p>地 番 151 番 2</p> <p>地 目 宅地</p> <p>地 積 287.83 m<sup>2</sup></p>
見積 価額	1,590,000 円
公売 保証 金	160,000 円
公 売 条 件 等	<p>1 地目・地積は登記簿による。</p> <p>2 境界については隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>3 公売財産は、大堀川河口付近右岸隣接の臨海部にあつて、主要地方道伊勢松阪線を直接主幹となす東大淀地区農漁家集落地域に所在する。</p> <p>4 公売財産は、令和2年6月29日現在、雑種地として利用されている。</p> <p>5 公売財産は南西側で公道（建築基準法第42条2項道路・幅員約2.0m・舗装）に接する。</p> <p>6 上水道引込みあり</p> <p>7 公売財産の南端中央～西部に中部電力パワーグリッド株式会社所有の電柱（支線あり）が1本所在する。</p> <p>8 津波浸水予測区域内 （三重県 ハザードマップ（災害予測図）一覧 津波浸水予測図平成25年度版）</p> <p>9 都市計画法 非線引都市計画区域 用途無指定 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 特定用途制限地域（第二種田園・集落地区）</p> <p>10 消費税及び地方消費税については非課税財産である。</p>

所在図

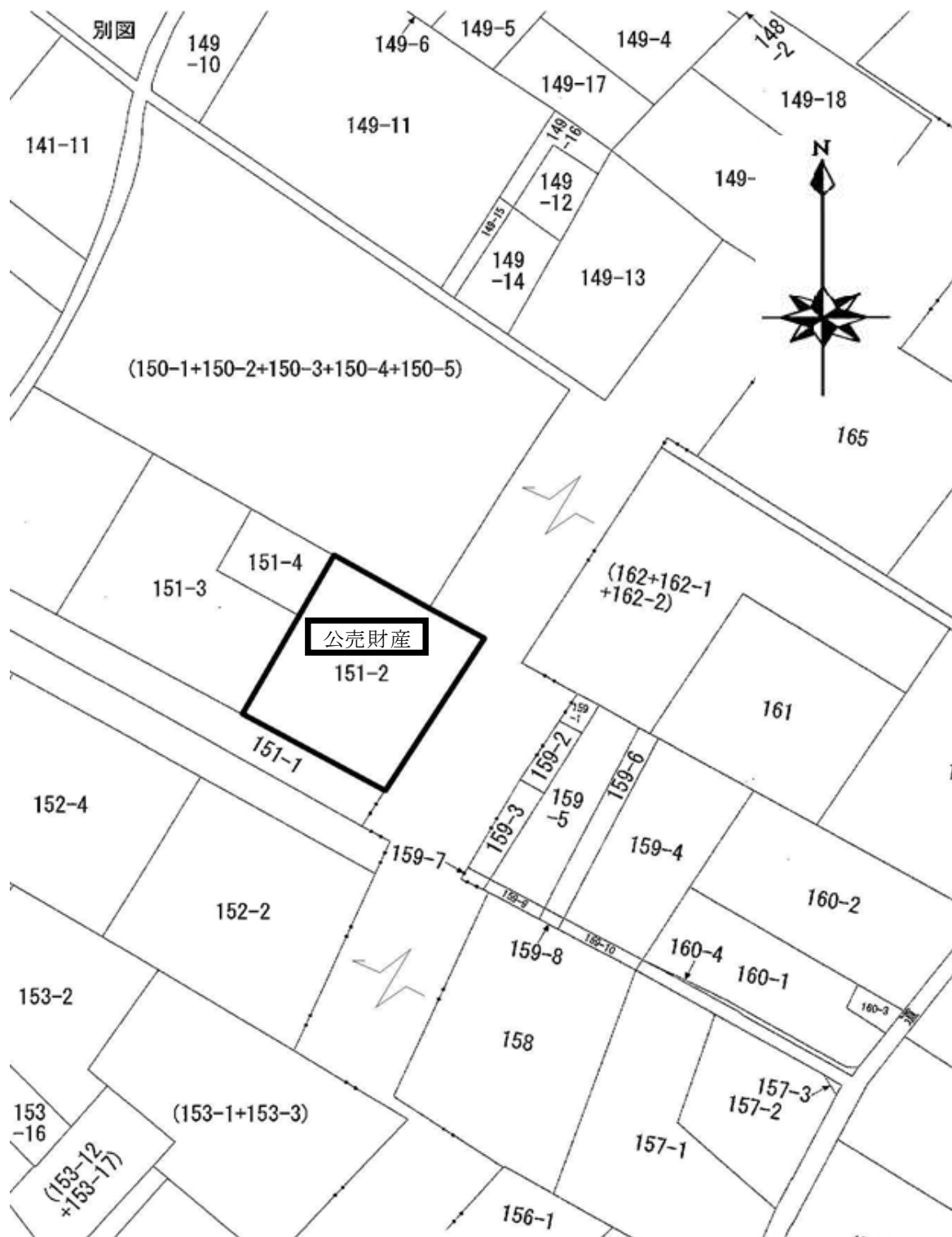


所在図





土地参考図 (公図集合)









## 伊勢市上下水道事業公告第5号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の令和3年度賦課対象区域を定めたので公告します。

令和2年12月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 令和3年度賦課対象区域

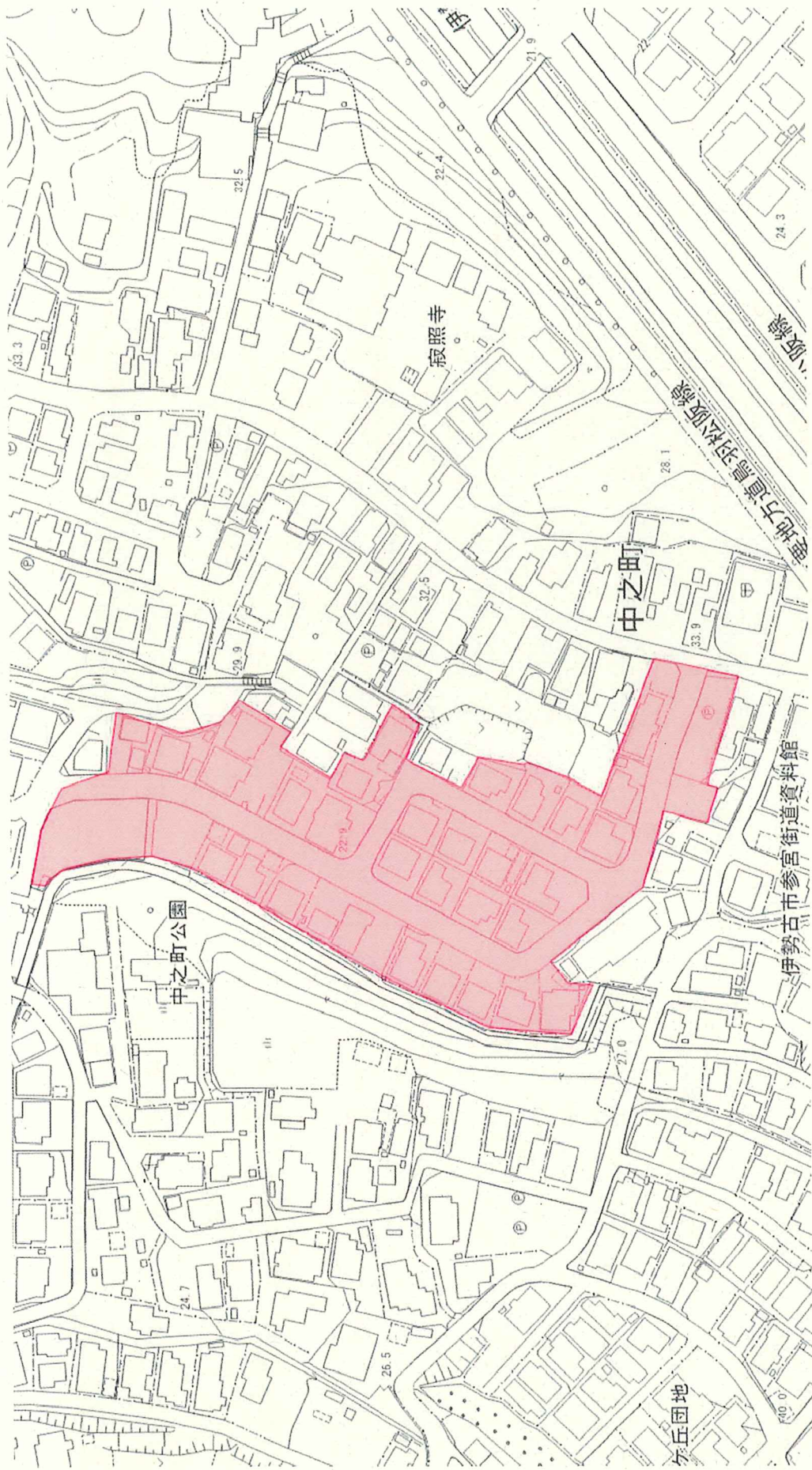
#### 1 いせ第3負担区

船江1丁目、大世古4丁目、宮町1丁目、黒瀬町、田尻町の各一部

#### 2 いせ第4負担区

中之町、二俣3丁目、辻久留1丁目、辻久留2丁目、中島2丁目、黒瀬町、勢田町の各1部

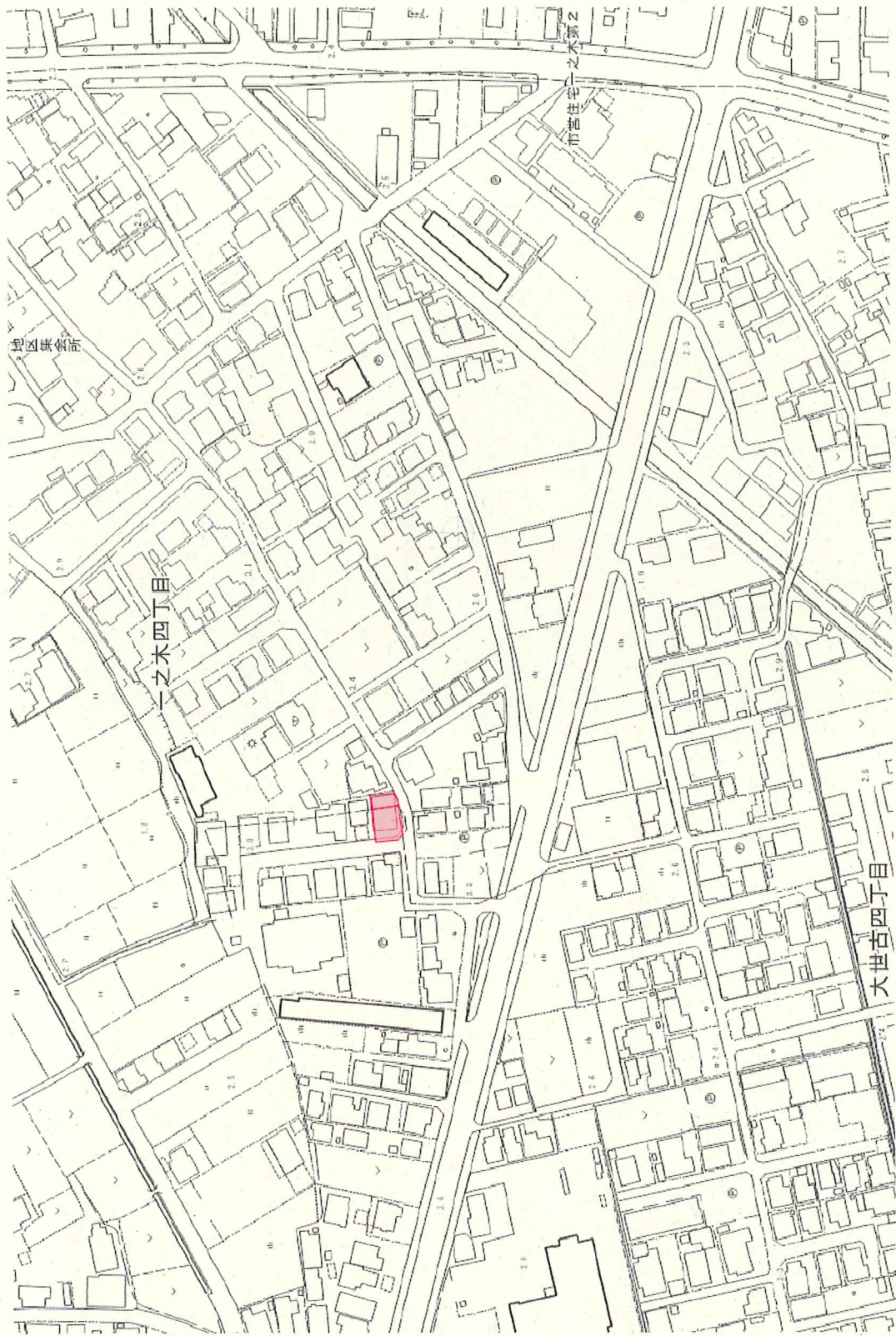




令和3年度 賦課対象区域



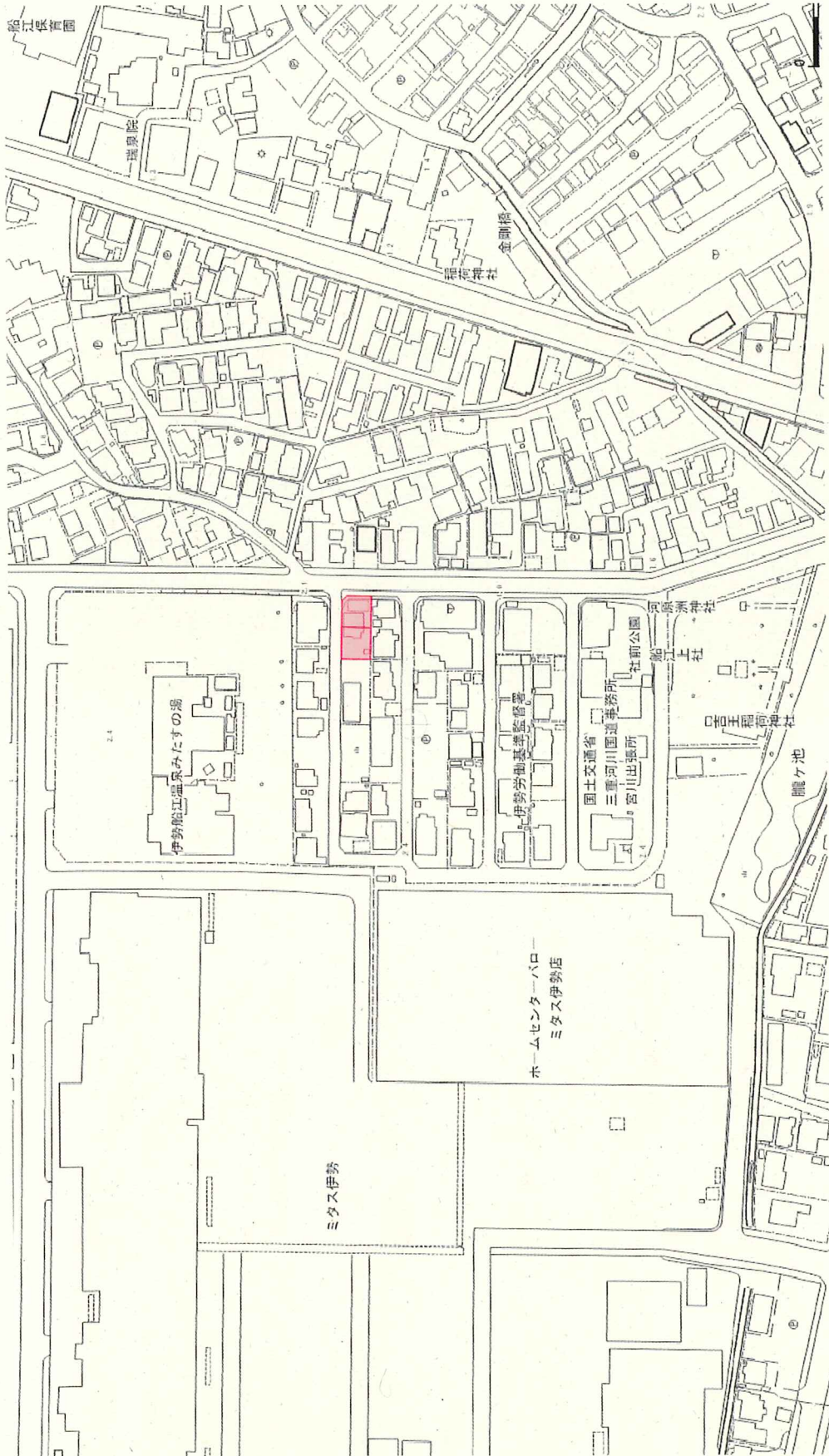




令和3年度 賦課対象区域

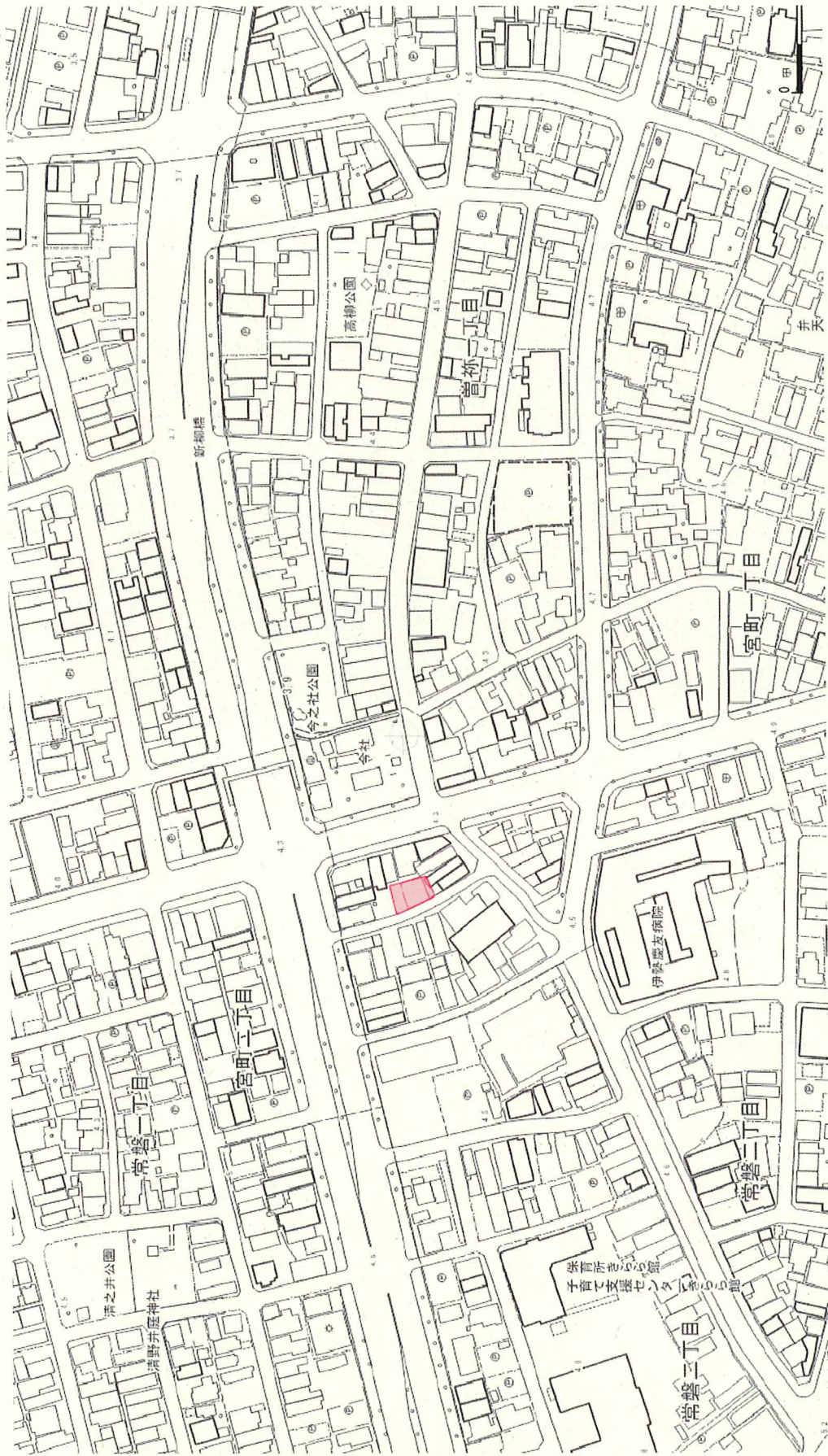






令和3年度 賦課対象区域



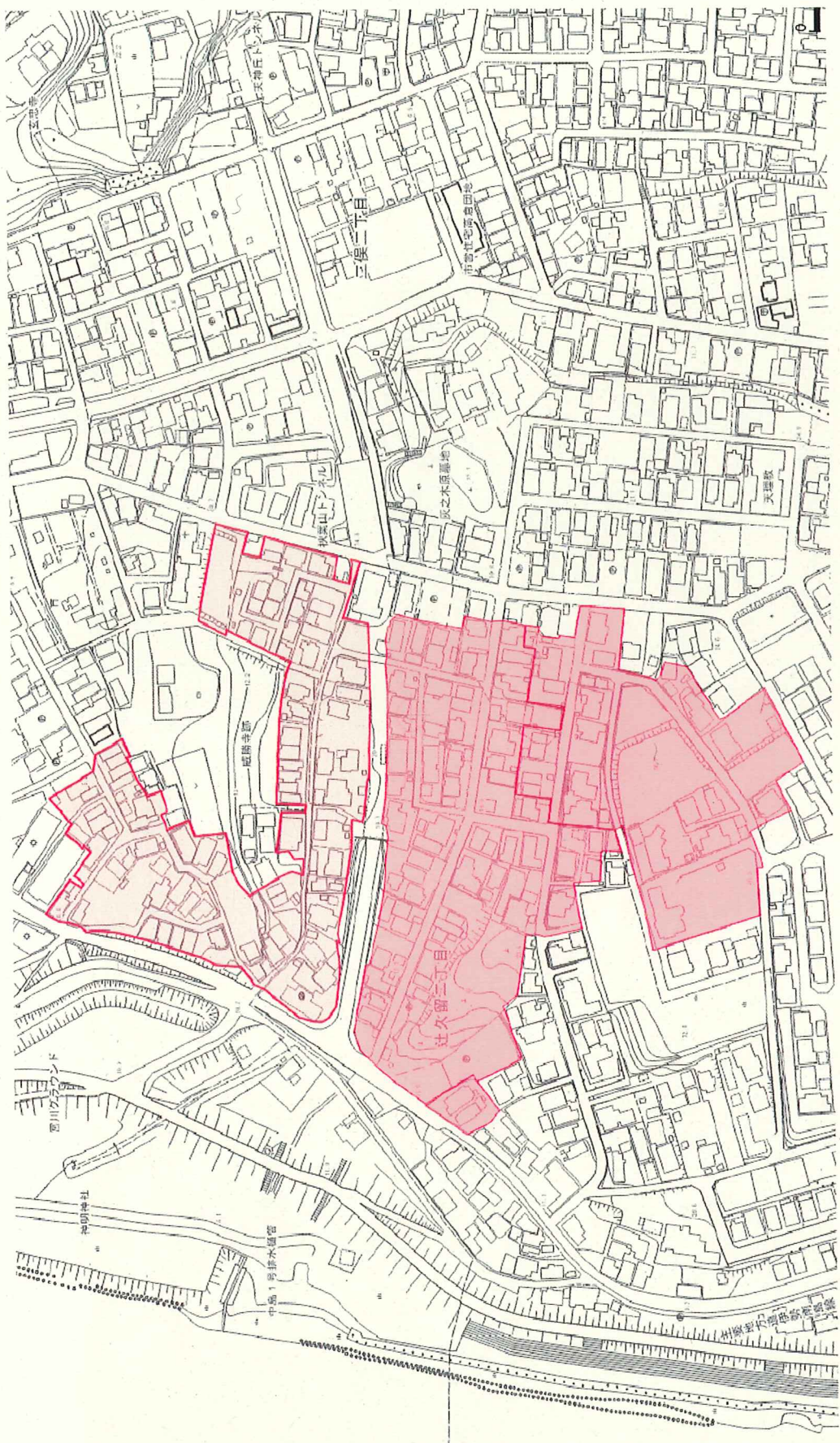


令和3年度 賦課対象区域

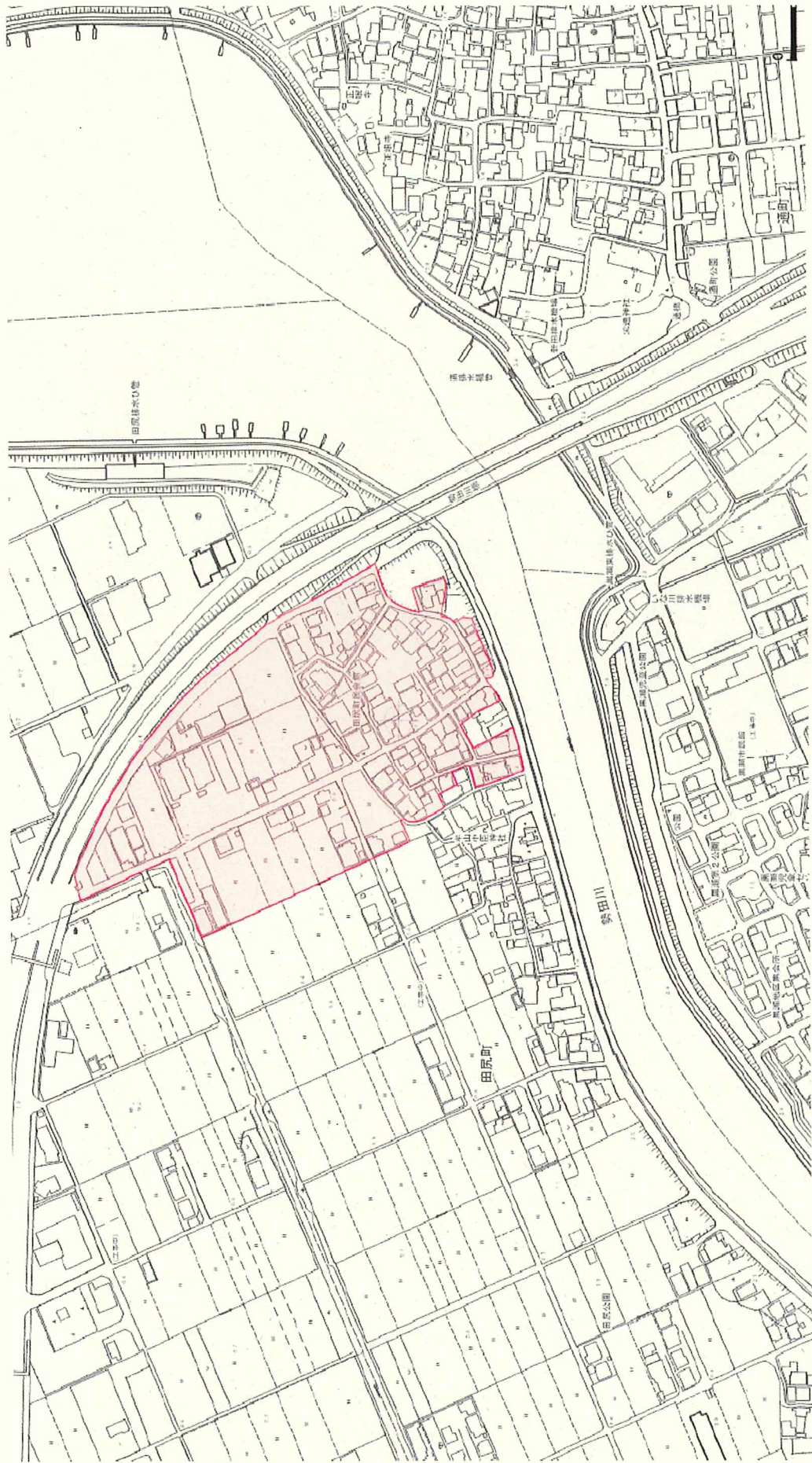




令和3年度 賦課対象区域



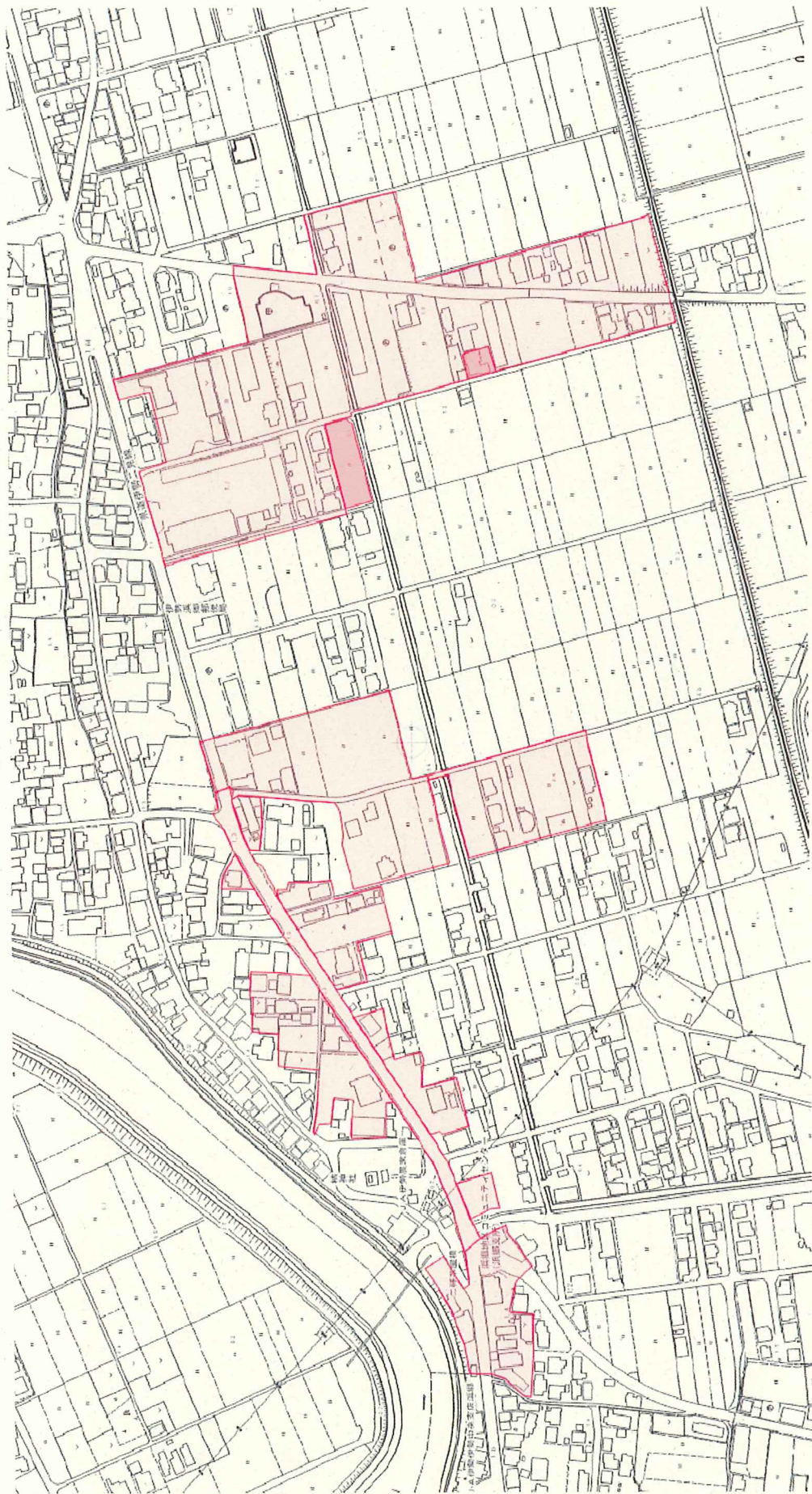




令和3年度 賦課対象区域



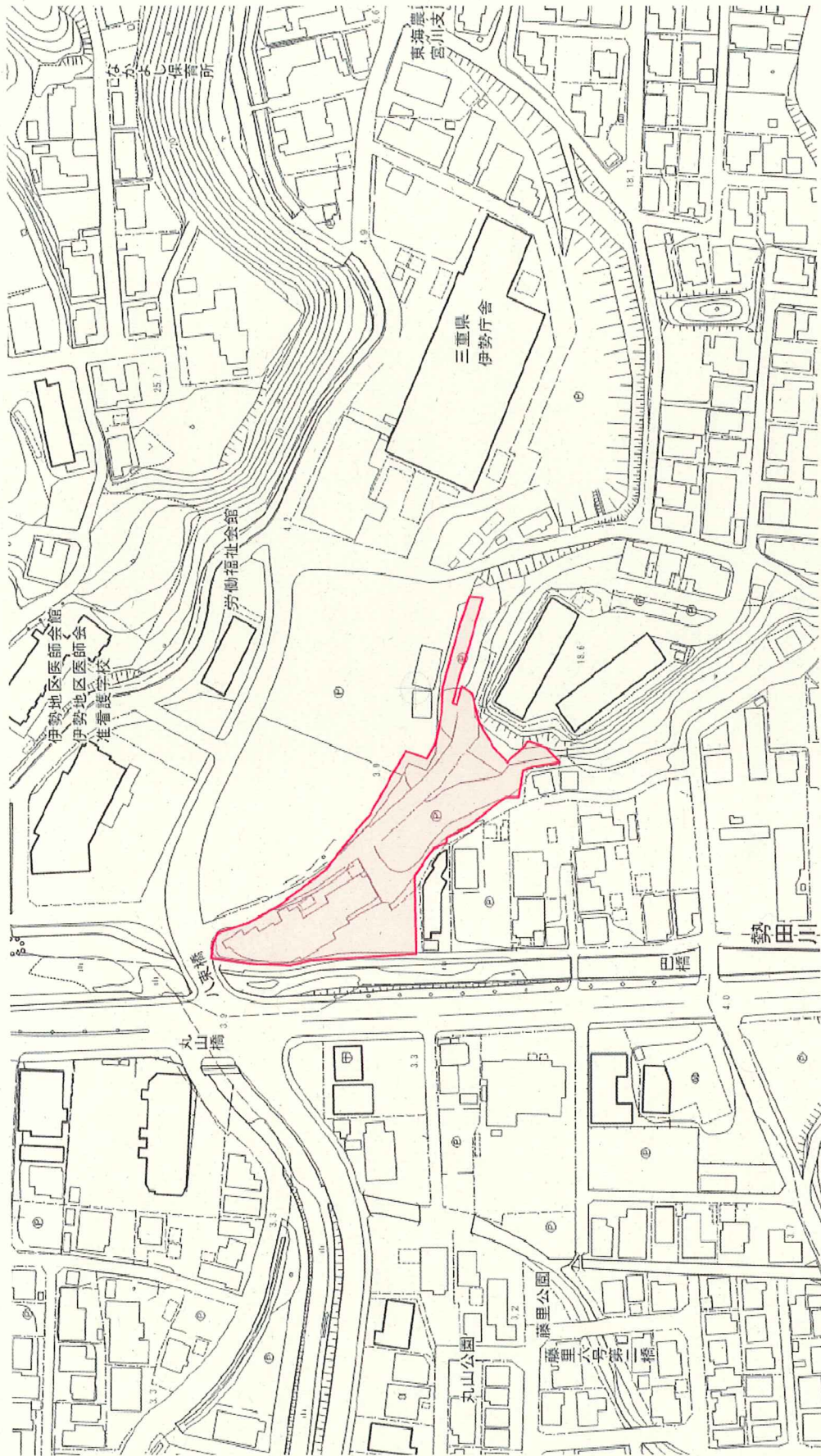




令和3年度 賦課対象区域

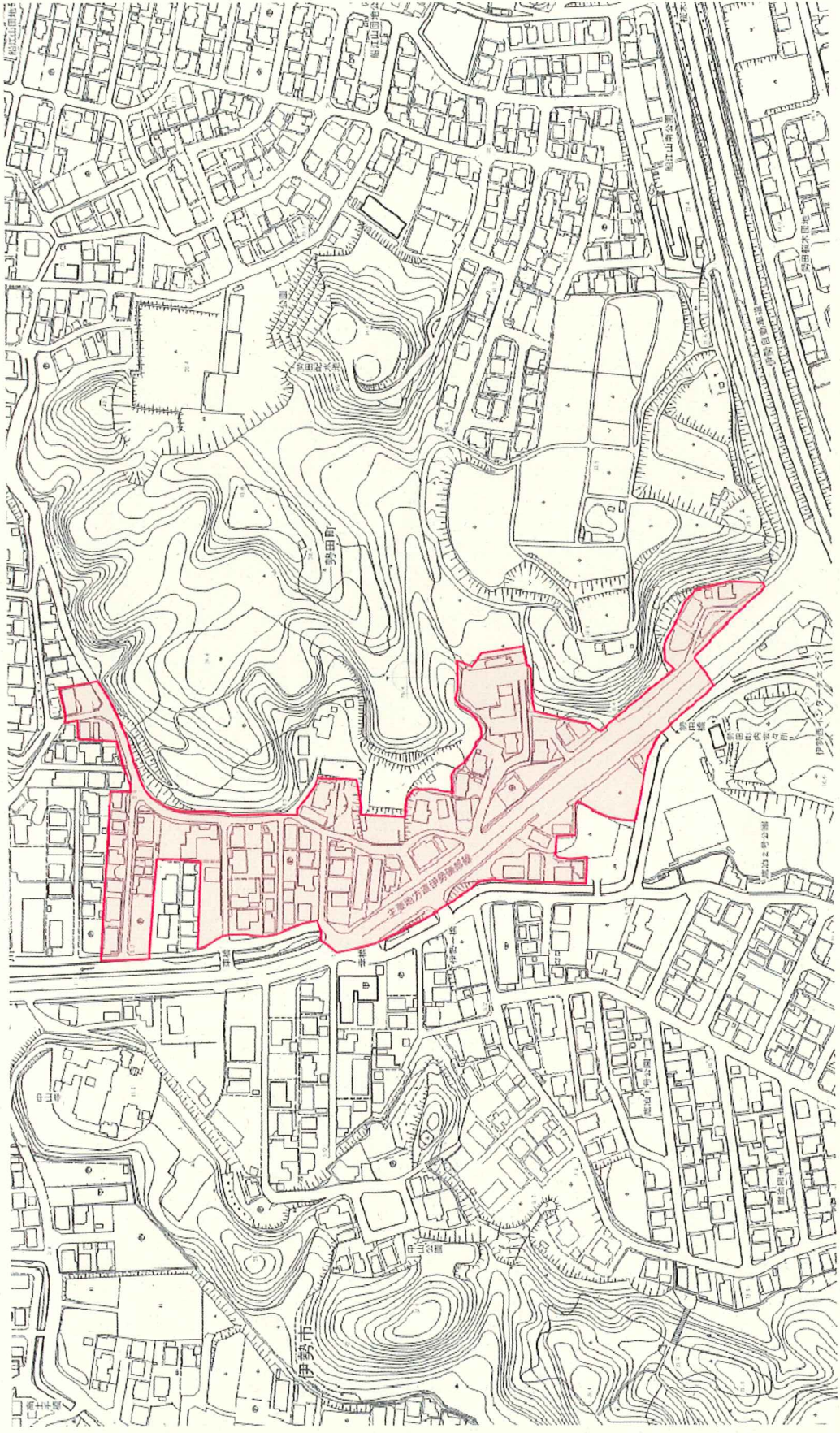






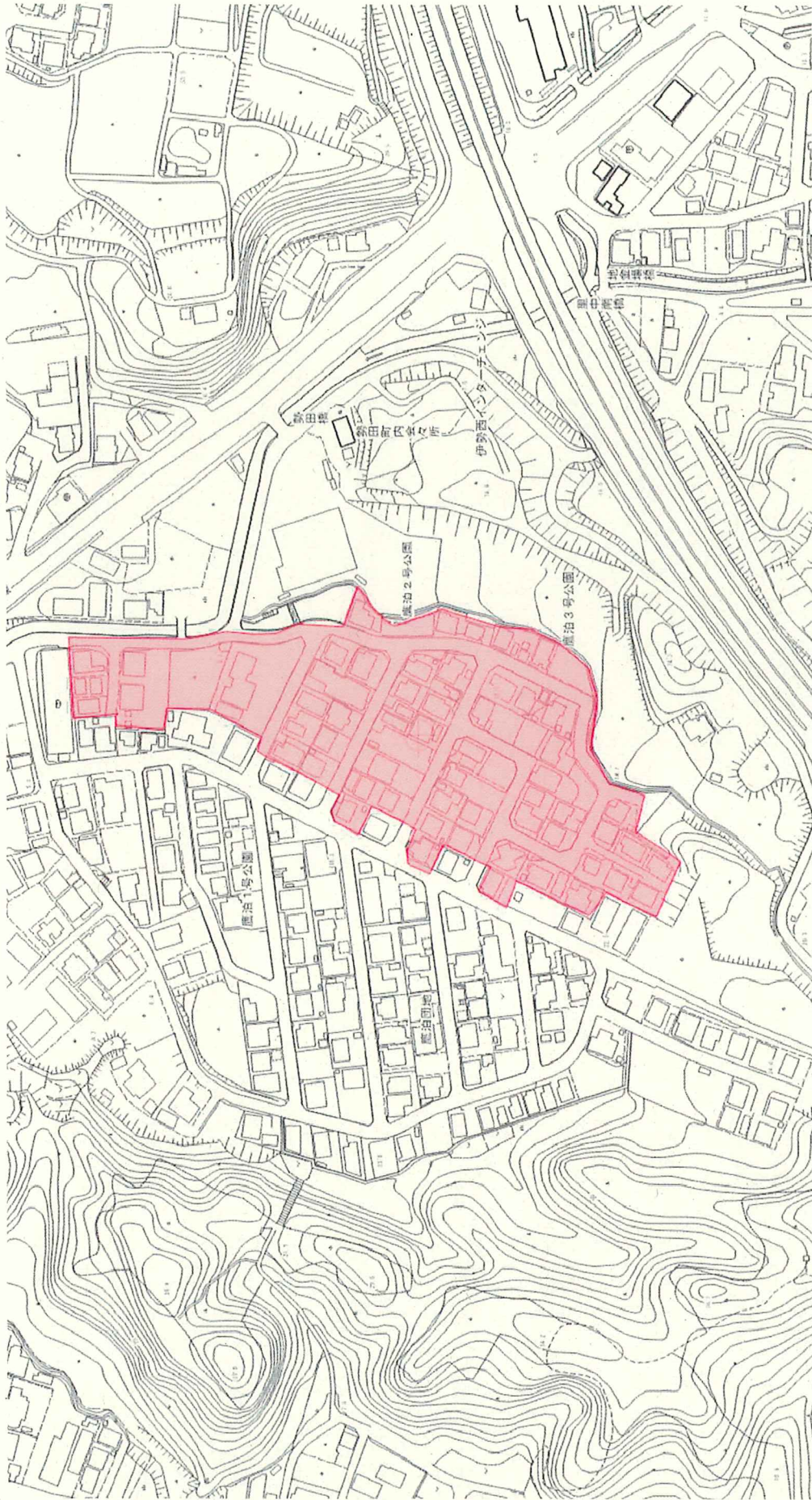
令和3年度 賦課対象区域





令和3年度 賦課対象区域





令和3年度 賦課対象区域

